

<契約書別紙>

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

2025年 4月 1日 現在

訪問看護サービスについて、利用される前に知って頂きたい内容を説明いたします。  
わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 訪問看護サービスを提供する事業所について

|          |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 事業所名称    | 訪問看護ステーションアゼリア                              |
| 所在地      | 長岡京市友岡4丁目20番15号<br>電話：075-957-6174          |
| 管理者      | 奥田 珠美                                       |
| 医療保険コード  | 京都府指定 3090021                               |
| サービス提供地域 | 乙訓地域（長岡京市、向日市、大山崎町）                         |
| 職員数      | 6名（常勤看護師2人・非常勤看護師3人・事務員1人）<br>＊常勤換算：4.18    |
| 職種       | 看護師・事務員                                     |
| 職務内容     | 訪問看護                                        |
| 営業日・時間   | 月～金曜日 8：30～17：00<br>（土・日・祝日・12月30日～1月3日を除く） |

（1）事業の目的

一般財団法人長岡記念財団 訪問看護ステーションアゼリア（以下「事業所」という。）  
は、主治医が必要と認めた利用者等に対し、適切な訪問看護サービスを提供する。事業  
所は、利用者の意思を尊重し心身の機能の維持・回復を目指し、よりよい在宅療養生活  
が継続できることを目的とします。

（2）運営方針

- ①事業所は、主治医の指示、利用者の希望、心身の状況を踏まえて、療養上の目標を達成  
するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書に基づき、利用者の心身機  
能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ②事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、療  
養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行います。
- ③事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境  
の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行います。
- ④自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑤事業の提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスおよび居宅サ  
ービス事業所などと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。
- ⑥事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、  
職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

## 2. サービス内容について

|                          |
|--------------------------|
| 1. 症状観察                  |
| 2. 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持     |
| 3. 食事および排泄等の援助           |
| 4. 服薬管理                  |
| 5. 医療処置（褥瘡、カテーテルの交換等）    |
| 6. リハビリテーション             |
| 7. コミュニケーションの援助（会話・相談助言） |
| 8. 終末期の看護                |
| 9. 家族支援および介護指導           |
| 10. 主治医や他機関との連絡調整        |

## 3. 利用料金について

### （1）料金のしくみ

#### 訪問看護療養費・精神訪問看護療養費

| 区分                 | 所要時間                             | サービス料金                      |                             |
|--------------------|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 基本療養費              | A 訪問看護基本療養費Ⅰまたは<br>精神科訪問看護基本療養費Ⅰ | 30分以上                       | 週3日まで<br>5550円×訪問日数         |
|                    |                                  | 週4日目以降                      | 6550円×訪問日数                  |
|                    | B 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ                  | 30分未満                       | 週3日まで<br>4250円×訪問日数         |
|                    |                                  | 週4日目以降                      | 5100円×訪問日数                  |
|                    | C 訪問看護基本療養費Ⅱ                     | 同一日に<br>2人                  | 週3日まで<br>5550円×訪問日数         |
|                    |                                  |                             | 週4日目以降<br>6550円×訪問日数        |
|                    |                                  | 同一日に<br>3人以上                | 週3日まで<br>2780円×訪問日数         |
|                    |                                  |                             | 週4日目以降<br>3280円×訪問日数        |
|                    | D 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ                  | 同一日に<br>2人＊同一建物居住者の人数       | 週3日まで30分以上<br>5550円×訪問日数    |
|                    |                                  |                             | 週3日まで30分未満<br>4250円×訪問日数    |
|                    |                                  |                             | 週4日目以降30分以上<br>6550円×訪問日数   |
|                    |                                  |                             | 週4日目以降30分未満<br>5100円×訪問日数   |
|                    |                                  | 同一日に<br>3人以上<br>＊同一建物居住者の人数 | 週3日まで30分以上<br>2780円×訪問日数    |
|                    |                                  |                             | 週3日まで30分未満<br>2130円×訪問日数    |
|                    |                                  |                             | 週4日目以降30分以上<br>3280円×訪問日数   |
|                    |                                  |                             | 週4日目以降30分未満<br>2550円×訪問日数   |
|                    | ＊精神科訪問看護基本療養費Ⅳ                   |                             | 8500円（入院中1回外泊時）             |
|                    | ＊難病等複数回訪問加算                      |                             | 1日2回目は4500円<br>1日3回以上は8000円 |
|                    | ＊複数名訪問看護加算<br>＊複数名精神科訪問看護加算      |                             | 4500円（週1回）＊看護師複数の場合         |
| 管理療養費              | E 訪問看護管理療養費                      |                             | 月の初日は7670円<br>月の2日目以降は3000円 |
|                    | ＊退院時共同指導加算                       |                             | 8000円（該当月に1回または2回）          |
|                    | ＊在宅患者連携指導加算                      |                             | 3000円（月1回）                  |
|                    | ＊在宅患者緊急時等カファレンス加算                |                             | 2000円（月2回）                  |
|                    | ＊訪問看護医療DX情報活用加算                  |                             | 50円（月1回）                    |
| F 訪問看護情報提供療養費      |                                  | 1500円（月1回）                  |                             |
| G 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） |                                  | 780円（月1回）                   |                             |

A～D の該当する日数分+E の日数分+F（同意された方のみ）+G の費用合計額の1～3割（資格者証の負担割合による）が1か月分の利用者負担金です。  
※公費対象の方はこの限りではありません

#### 4. 訪問回数について

訪問回数は原則、一日一回で週3回が限度です。但し、頻回の訪問看護サービスを必要とする期間と認められた場合は、14日間に限り特別訪問看護指示書・精神科特別訪問看護指示書（月1回）により毎日の訪問が可能です。また、厚生労働大臣が定める疾病に限り、1日複数回の訪問看護が可能です。

#### 5. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生または再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- （2）虐待の防止のための指針を整備します。
- （3）虐待を防止するための研修を実施します。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- （5）事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 6. 身体的拘束等の適正化について

- （1）事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、次に掲げる通り記録を行い、完結の日から2年間保存します。
  - ①身体的拘束等の様態・時間・利用者の心身の状況
  - ②身体的拘束等を行わざるを得ない緊急やむを得ない理由
  - ③その他必要な事項
- （2）事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を虐待防止委員会にて検討し、その結果を職員に周知徹底します。
- （3）事業所は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、職員向けの研修を実施します。

#### 7. 業務継続計画の策定について

- （1）事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問看護サービスの提供を継続するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- （2）事業所は、職員に対し、業務継続計画についても周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8. 緊急時の対応方法

看護師等は、訪問看護サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を行います。

## 9. 事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族、居宅介護支援事業者（介護予防は地域包括支援センター）、市町村および京都府等に報告します。

利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 衛生管理および感染症対策について

（１）事業所は、職員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。

（２）事業所は、事業所において感染症が発生またはまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

③事業所において、職員に対し感染症の予防およびまん延の防止のための研修や訓練を実施します。

## 11. 個人情報の保護について

（１）事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

（２）事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

## 12. 秘密の保持について

（１）事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

（２）職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めます。

### 13. サービス内容に関する苦情

#### (1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下記のとおり設置します。

##### 【当事業所の相談窓口】

##### ●訪問看護ステーションアゼリア

受付時間：月～金曜日 8：30～17：00

電話番号：075-957-6174 FAX番号：075-957-6172

担 当：所長 奥田 珠美

##### 【市町村の窓口】

##### ●向日市役所（高齢介護課）

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15

電話番号：075-931-1111

##### ●長岡京市役所（高齢介護課）

受付時間：月～金曜日 8：30～17：00

電話番号：075-951-2121

##### ●大山崎役場（福祉課）

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15

電話番号：075-956-2101

##### 【公共団体の窓口】

##### ●京都府国民健康保険団体連合会（介護保険課）

受付時間：月～金曜日 8：30～12：00、13：00～17：15

電話番号：075-354-9050

#### (2) 苦情処理等の体制および手順について

相談および苦情に円滑かつ適切に対応するための体制および手順は以下のとおりです。

- ①苦情等の受け入れ（来所・電話・手紙・投書・訪問時・その他）
- ②受付けた担当者が内容を記録し所長（必要あれば本部）へ報告
- ③担当者および所長が事実の調査と対応方法の検討
- ④事業所の不手際（ミス）である場合、迅速に改善策を経て、必要であれば全職員周知し関係された方にお詫びをし、改善策を実行する。
- ⑤必要時、所長会議で報告しスタッフカンファレンスを行う（原因と結果の明確化再発防止等）

### 14. ハラスメント対策について

事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

#### (1) 事業所は、適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ①職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- ③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を行うこと。およびSNS等に掲載す

ること

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

①職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を行います。

②ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。

#### 15. 警報発令時について

地震、台風、大雨、雪等の警報発令時は、利用者並びに職員の安全確保のため、当日の訪問を中止する場合があります。

#### 16. 身分証携行義務について

職員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 17. 第三者評価の受診状況

あり・なし

#### 18. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 看護師に対する贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮下さい。

(2) 感染症対策として必要時、感染防護具の着用や手洗い等をさせていただくことがあります。

(3) マイナンバーカード等による資格確認や受給者証等の確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は、すみやかにご提示下さい。

(4) 当事業所は、実習受け入れ施設となっています。実習生が同行することがあります。

(5) 緊急時等、訪問時間や曜日を変更させていただく場合がございます。また予定変更希望がある場合は、すみやかにご連絡下さい。

#### 19. その他運営についての重要事項

(1) 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存します。

(2) 運営に関する重要事項は、一般財団法人長岡記念財団と事業所の管理者の協議に基づいて決定します。

#### 20. 当法人の概要

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 法人種別 | 一般財団法人 長岡記念財団                                           |
| 代表者  | 中野種樹                                                    |
| 所在地  | 京都府長岡京市友岡4丁目18番地1号                                      |
| 電話番号 | 075-951-9201                                            |
| 関連機関 | 訪問介護ステーションアゼリア<br>訪問看護・介護アゼリア居宅介護支援事業所<br>居宅介護支援事業所アゼリア |

|  |                                                                                              |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 老人保健施設アゼリアガーデン<br>長岡京市南地域包括支援センター<br>長岡ヘルスケアセンター<br>就労支援センターカメリア<br>相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|